

公 第 5 - 007 号
令和 4 年 12 月 16 日
株式会社日本政策金融公庫
管 財 部 契 約 課

2023 年度長期外部研修（経済予測）の派遣

株式会社日本政策金融公庫国民生活事業本部が実施する 2023 年度長期外部研修（経済予測）の派遣先を、以下のとおり募集します。

本件は、特定業者のみが履行可能と考えておりますが、他に業務履行が可能である者の有無を確認するため公募を実施するものです。

なお、本件に係る契約締結は当該案件に係る予算が成立することを条件とします。

1 募集内容

（1）目的

経済予測

マクロ経済を的確に分析・予測できる人材の育成

（2）研修内容

ア 基礎研修

- ・ 経済や金融市场の分析・予測に必要な基礎知識を習得する。
- ・ 内容は大学院修士課程レベルをおおむねカバーするものとする。
- ・ 基礎研修期間は 2 カ月半、おおむね 1 日 6 時間以上の講義を行う。

イ 応用研修

応用研修では、研修期間を通じて、主に以下の 4 点を習得するものとし、各研修の内容は後掲（ア）及び（イ）のとおりとする。

なお、研究成果は、報告書として公表するものとする。

- ・ 世界と日本の経済の現状を的確に把握する。
- ・ データの裏付けをもって、見通しを語る。
- ・ 現状判断や見通しを分かりやすく的確に伝える。
- ・ 短期（1～2 年先）又は中期（10～15 年先）の経済予測・分析を通じて、景気判断や経営計画策定能力を養う。

ウ その他の研修

第一線で活躍する著名経済人等を講師とした講演会・セミナーを実施し、研修生を参加させる。

(3) 研修施設

原則、派遣先の研修施設（東京都内）とする。

インターネットに常時接続できるパソコンを1人1台設置し、電子メールアドレスを1アカウント割り当てる。

(4) 研修期間

2023年4月1日～2024年3月31日

(5) 派遣予定人数

経済予測 1名

2 参加資格等

(1) 項番1「募集内容」記載の研修を実施できること。

(2) 令和04・05・06年度全省庁統一資格、「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること、又は、申請書類により同等であると確認できる者であること。

(3) 平成31年4月以降に、金融機関・官庁等から研修生の受入実績があること。

(4) 業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点を東京近郊に有している者。

(5) 次の各項に該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。

イ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者。

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(オ) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(キ) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

ウ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。

(6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者。

(7) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

- (8) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者であること。
- (9) その他公庫が不適当と認めた者でないこと。

3 申込方法

参加を希望する者は、令和5年1月6日（金）15時00分までに、参加申込書（別添1）及び項番4に示す提出書類を項番5の申込・問い合わせ先へ、項番6の提出方法にて提出すること。

4 提出書類

- (1) 項番1「募集内容」の項目を満たすことが分かる書類（様式適宜）
 - (2) 見積書（様式適宜）
 - (3) 参加資格があることを証明する書類
 - ア 登記事項証明書（申込前3ヵ月以内に発行されたもの（原本））（※）
 - イ 財務諸表（直近2期分）（※）
 - ウ 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）又は同（その3の2）若しくは同（その3の3）（※）
 - エ 適合証明書（別添2）
 - オ 誓約書（別添3）
- （※）ア、イ及びウは、令和04・05・06年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写しをもってかえることができる。

5 申込・問合せ先

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番4号（大手町フィナンシャルシティノースタワー）

株式会社日本政策金融公庫 管財部契約課 古川 和芳

電話：03-3270-1552 FAX：03-3270-1411

6 提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合には、項番5における「日本公庫エントランス1階総合受付」で公庫担当名及び当該案件の公募参加申請書等を持参した旨を伝えること。

郵送の場合には、簡易書留郵便にて、申込期限必着で送付すること。

7 その他

- (1) 参加者は、提出した書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じなければならない。
- (2) 書類等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

以 上

別添 1

令和 年 月 日

参加申込書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿

郵便番号
住所

商号又は名称
代表者氏名

代表者印

株式会社日本政策金融公庫が令和4年12月16日付で公告した「2023年度長期外部研修(経済予測)の派遣」の公募に参加することを希望します。

○連絡先

(担当部署)

(担当者名)

(電話番号)

(FAX番号)

(E-MAIL)

別添2
令和 年 月 日

適合証明書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

参加資格について、以下のとおり適合することを証明いたします。

【件名】2023年度長期外部研修（経済予測）の派遣

参加の条件	判定の根拠となる事由（注）
(受入実績) 平成31年4月以降に、金融機関・官庁等から研修生の受入実績があること。	
(営業拠点) 業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点を東京近郊に有している者であること。	

（注）「判定の根拠となる事由」欄には、受入実績においては派遣企業名、研修期間等を記入する。また、営業拠点においては、登記事項証明書、企業概要表、会社案内等、証明できる書類名を記載し、添付すること。

令和 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫

管財部長 本西 正人 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

誓 約 書

今般、「2023年度長期外部研修（経済予測）の派遣」に係る公募に関し、「2 参加資格等」にある下記項目のすべてを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

なお、この誓約書写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

1 次の各項に該当しない者であること。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - (2) 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関する不正の行為をしたとき。
 - イ 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - キ この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - (3) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- 2 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者。
- 3 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。